

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年7月13日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 木村 奨

- 1 契約の概要
横浜市立権太坂小学校給食室トイレ修繕
- 2 履行場所
横浜市保土ヶ谷区権太坂2丁目4-1
横浜市立権太坂小学校
- 3 契約日
令和4年6月17日
- 4 履行日
令和4年6月17日
- 5 契約金額
52,800円（税込み）
- 6 契約の相手方
横浜市西区久保町4番12号
三ツ矢設備工業株式会社株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
給食室のトイレが詰まってしまい、水が流れない状態であった。
給食室は衛生面が重要なため、調理員が調理中に給食室外のトイレを使用し、調理作業に戻るのには、望ましくないと考え、早急にトイレを正常な状態に戻す必要があったため。
- 8 契約の相手方の選定理由
横浜市有資格者名簿に管で登録している市内中小企業から緊急対応可能な業者を選定した。
- 9 所管課
横浜市立権太坂小学校